

# 山口県報

平成22年  
3月31日  
(水曜日)

## 目次

告示  
実習船の共同運航に係る事務の委託（教育政策課）

### 山口県告示第百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、実習船の共同運航に係る事務を福岡県に委託した。  
その委託に関する規約は、次のとおりである。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

長崎県及び山口県と福岡県との間の実習船の共同運航に係る事務の委託に関する規約

（事務の委託）

第一条 長崎県（以下「甲」という。）及び山口県（以下「乙」という。）は、高等学校の水産に関する学科において教育の用に供する実習船（以下「実習船」という。）の共同運航に係る事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を福岡県（以下「丙」という。）に委託する。

- 一 実習船の運航に関する事務
- 二 実習船の維持管理に関する事務
- 三 実習船における漁ろうに関する事務

（経費の負担）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲及び乙の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、丙の長が甲の長及び乙の長と協議して定める。

（収入の帰属）

第三条 実習船における漁ろうにより生ずる収入は、すべて丙の収入とする。

（予算の執行）

第四条 丙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、丙の歳入歳出予算において計上するものとする。

（決算の通知）

第五条 丙の長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算を甲の長及び乙の長に通知するものとする。

（連絡会議）

第六条 丙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長及び乙の長と毎年定期に連絡会議を開くものとする。ただし、丙の長が必要があると認めるとき又は甲の長若しくは乙の長の申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定改廃に関する措置）

第七条 丙が、委託事務の管理及び執行について適用される丙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃したときは、丙の長は、直ちに当該条例等を甲の長及び乙の長に通知しなければならない。

2 甲の長及び乙の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

（その他）

第八条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長、乙の長及び丙の長が協議して定める。

附則

（施行期日）

1 この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

（条例等の公表）

2 甲の長及び乙の長は、この規約を告示するときは、併せて、委託事務に関する丙の条例等が甲及び乙に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

（委託事務を廃止した場合における決算）

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行

平成  
二十  
二年  
三月  
三十一  
日  
発行

発行  
行人  
所

山口  
県知  
事庁

に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、丙の長がこれを決算する。